

# 無いようであった参入障壁が崩れる

発行：日本置き薬協会 事務局広報担当

## 1. 登録販売者制度で配置販売開業が容易に

置き薬（配置薬）業界では、改正薬事法は規制強化を既存業者に強いるものだと言われています。しかし開業に当たり、薬剤師資格か配置薬販売業の実務経験五年間を求める現行薬事法は、ある意味、置き薬（配置薬）業を志す方々には、高い参入障壁であったと思います。

6月から施行の改正薬事法では、登録販売者資格を取得された方、あるいは登録販売者を雇用する企業であれば、どなたでも置き薬（配置）販売業に参入出来ます。言わば、規制緩和になったと言えます。

例えば市街地の薬局や薬店が、また郊外のドラッグストアが、一般用医薬品、処方箋薬を求めて来店された周辺のお客様の固定客化のために、置き薬をお客様宅に置かせて頂く。あるいは介護ビジネスの一環として、介護訪問されるお宅に置かせて頂く、など様々な展開が考えられます。

信用と信頼を前提とする究極の対面販売として、置き薬（配置薬）業は、社会的に高く評価頂いてきましたが、現行薬事法の既存業者の業権を確保する余り、それが新規参入を阻む敷居の高さともなり、コンマ5%業界と言われるまでに縮小しております。

改正薬事法の施行により、新規参入が促進され新たな置き薬（配置薬）市場が育成されれば、セルフメディケーションと地域医療の担い手として活躍の場が確保出来ると信じております。

## 2. 改正薬事法による新規参入の配置販売業者を会員として迎える

日本置き薬協会は、既存配置業者により設立された組織ですが、改正薬事法施行に伴い新たに配置販売業に参入される方々や企業などの新配置業者を会員として迎え入れる予定です。募集開始時期は、今春を予定し、既存配置業者とは別体系の会費等を現在検討中です。

置き薬（配置薬）販売業は、訪問販売による医薬品販売のため、特定商取引法と薬事法の双方に関わり、その点では既存配置も新配置も同じです。両法を遵守し、コンプライアンスを確保するための対応と対策をはかるべく、日本置き薬協会は、改正薬事法による新たな会員を得て今後とも邁進する所存です。

本件に関するお問合せ先 **日本置き薬協会 事務局（足高）**

〒102-0093 東京都千代田区平河町2-5-5 全国旅館会館4階  
TEL. 03-3222-1737 FAX. 03-3222-1738